

感染症発生時の報告ルート及び様式等

学校保健安全法第20条の規定により、学校の全部又は一部の休業を行った場合

- 1 市町村（学校組合）立幼稚園・小・中・特別支援学校
 ↓（別紙様式3）
市町村（学校組合）教育委員会 → 各教育局 → 小中学校課 → 体育保健課
 ↓（別紙様式2・3写） （別紙様式1・3写）
所轄保健所
- 2 県立学校 → 高等学校課又は特別支援教育課 → 体育保健課
 ↓（いずれも別紙様式4）
所轄保健所
- 3 鳥取大学附属学校 → 体育保健課
 ↓（いずれも別紙様式4）
所轄保健所

※ 「麻しん」「結核」「腸管出血性大腸菌感染症」が1名でも発生した場合は、同じ報告ルートで「出席停止」報告（別紙様式1、別紙様式2に出席停止の内容が分かる書類を添付）して下さい。

【報告時期】 措置決定後、速やかに（休業日午前中までに）報告すること。

【報告方法】 様式による報告は、第一報を速やかにファクシミリで報告するとともに、報告後に書面でも報告すること。

報 告 先	ファクシミリ番号
県教育委員会体育保健課	0857-26-7542
〃 小中学校課	0857-26-8170
〃 高等学校課	0857-26-0408
〃 特別支援教育課	0857-26-8101
〃 東部教育局	0857-22-1607
〃 中部教育局	0858-23-5203
〃 西部教育局	0859-35-2096
鳥取保健所	0857-22-5669
倉吉保健所	0858-23-4803
米子保健所	0859-34-1392